

第 2 3 期第 3 回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日時 令和 7 年 7 月 2 2 日（火） 1 4 : 0 0 ~

2 場所 漁業調整委員会室（福岡県庁 4 階）

3 議題

（1）筑前海区における区画漁業の免許について（諮問）

資料 1

（2）小型いかつり漁業許可方針の改正について（諮問）

資料 2

（3）筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について
（諮問）

資料 3

（4）福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

資料 4

（5）油いか餌料の使用禁止に係る委員会指示について（協議）

資料 5

（6）加布里湾におけるえび類の採捕禁止に係る委員会指示について（協議）

資料 6

（7）全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について
（協議）

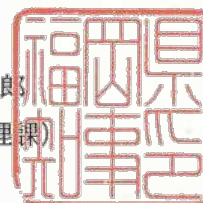
資料 7

（8）その他

7漁管第968号
令和7年7月16日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠 太 郎
(福岡県農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における区画漁業の免許について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条の規定により下記のとおり諮問します。

記

令和7年5月16日福岡県告示第311号により筑前海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間等を公示したところ、別添一覧表のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。



筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(団体)(類似漁業権以外の漁業権)

種類	免許番号 (筑区)		()内は関係支所 申請者	免許の適格性				総会の議決						申請受付 年月日		
				関係地区に 住所を有し、 1年に90日 以上沿岸漁 業を営む者 (員外者含 む。)の属す る世帯数 (A)	左記のうち 組合員の属 する世帯数	A×2/3	免許に ついて の適 格性	総会開催 年月日	総会日におけ る組合員数		総会出席した 組合員数		B×2/3		総会に おける賛 成数	特別議 決要件 (2/3以 上)
	漁場計 画番号 (筑区)	免許番号							正	准	正(B)	准				
わかめ	114	"	糸島(芥屋)	22	22	15	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	267	○	R7.7.9
かき	315	"	糸島(岐志)	43	43	29	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	267	○	R7.7.9
あかもく	1304	"	糸島(岐志)	43	43	29	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	266	○	R7.7.9
	1305	"	糸島(岐志)	43	43	29	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	266	○	R7.7.9
	1306	"	糸島(芥屋)	22	22	15	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	266	○	R7.7.9
	1307	"	糸島(芥屋)	22	22	15	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	266	○	R7.7.9
	1308	"	糸島(野北)	38	38	26	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	266	○	R7.7.9
うに	1309	"	福岡市(西浦)	38	38	26	○	R7.6.28	312	81	291	0	194	282	○	R7.7.7
	1402	"	糸島(船越)	80	80	54	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	267	○	R7.7.9
	1403	"	糸島(岐志)	43	43	29	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	267	○	R7.7.9
	1404	"	糸島(芥屋)	22	22	15	○	R7.6.28	280	69	268	1	179	267	○	R7.7.9

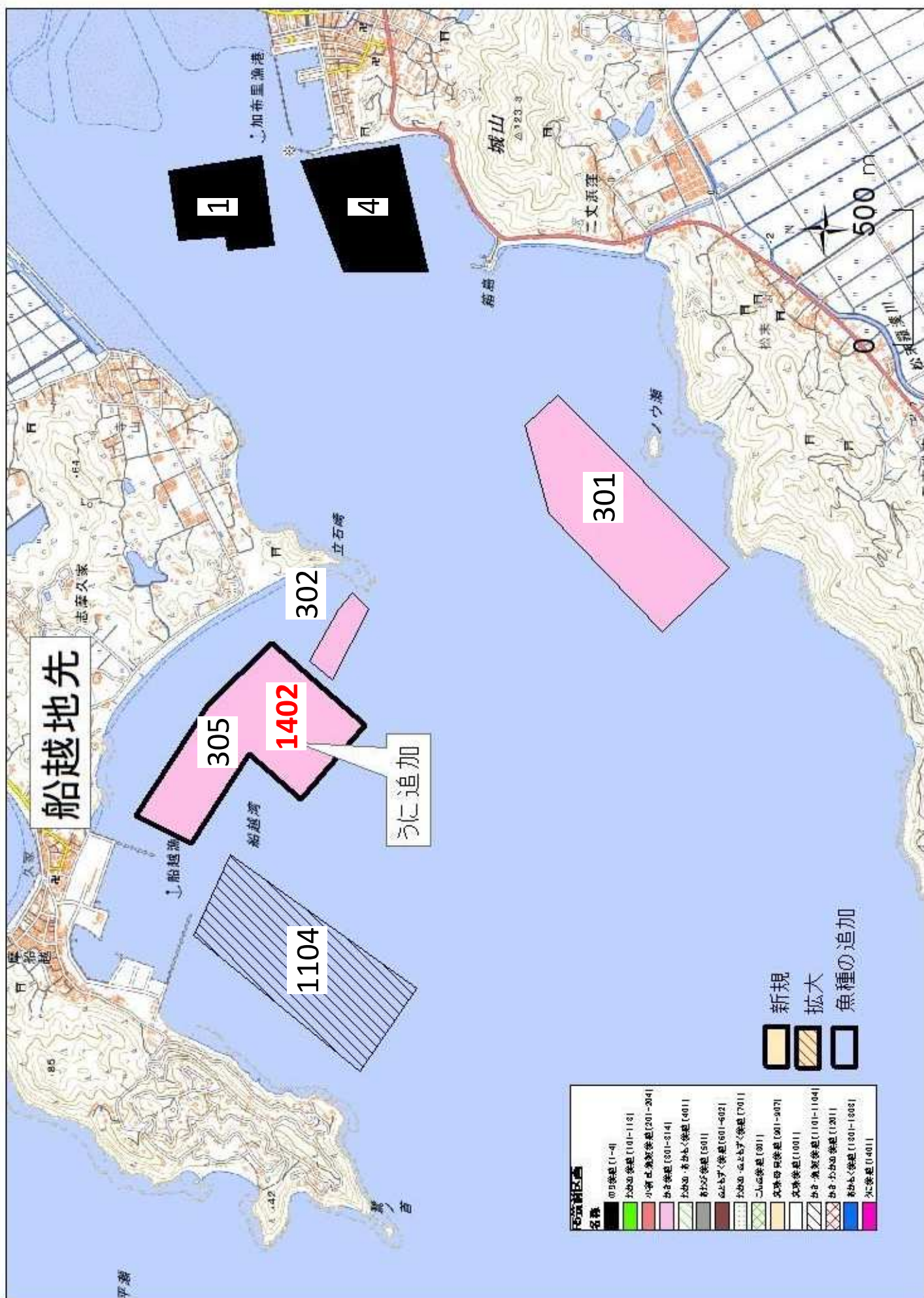
筑前海区における区画漁業権の免許申請一覧(個別)(類似漁業権以外の漁業権)

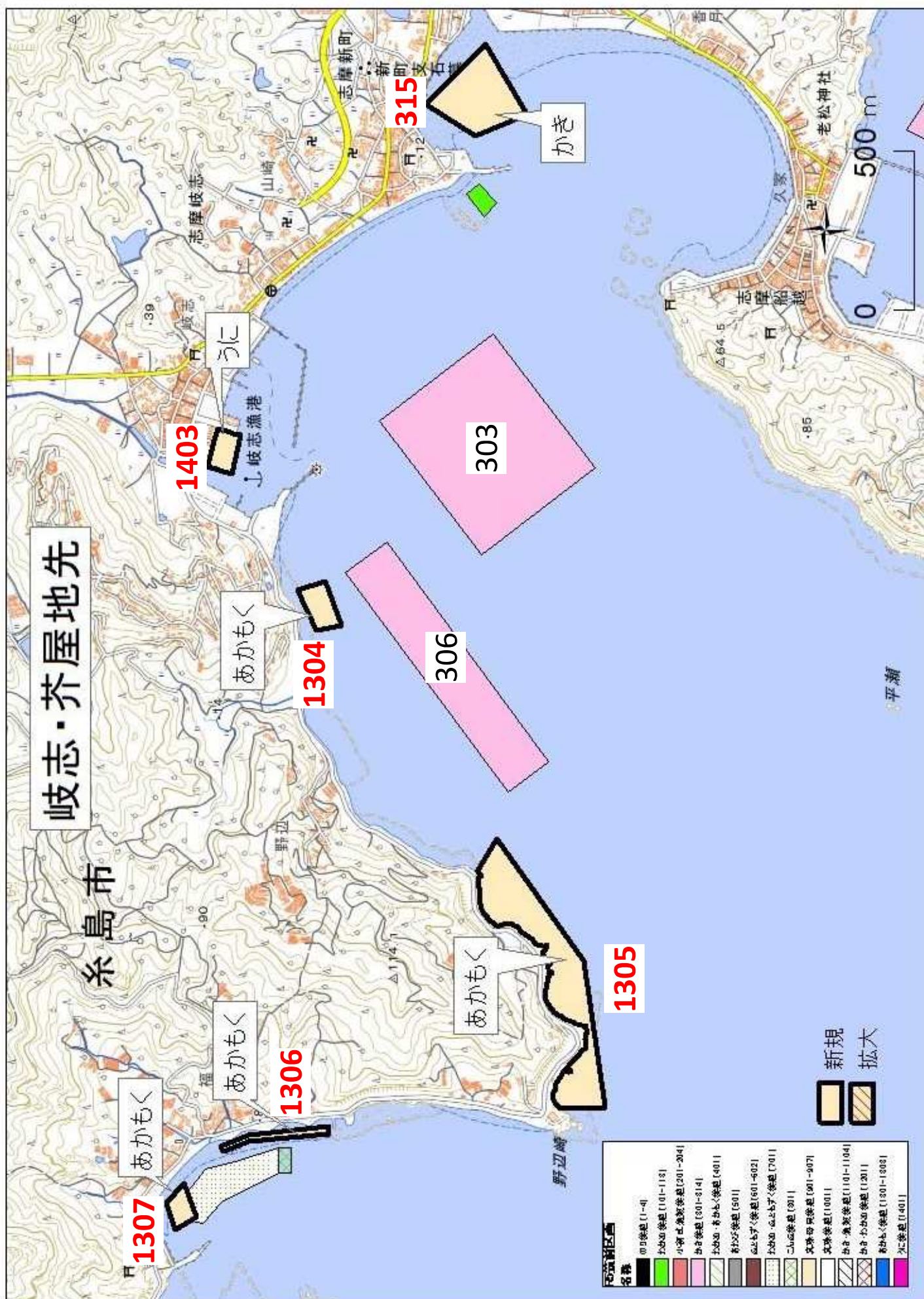
種類	免許番号 (筑区)		水協法17条1項				水協法第17条第2項				法第72条の適格性を有しない場合(個別)			
	漁場 計画 番号 (筑 区)	免許番号	申請者 ()内は 関係支所	当該養殖業 に常時従事 する者の数 (A)	常時従事す る者のうち、組合員 又は組合員 と世帯を同 じくする者 の数	A×1/3	免許につ いての適 格性	当該漁協 に所属す る組合員 (正・准) の数(B)	当該養殖 業を自営 すること について 書面同意 した者の 数	B×2/3	免許につ いての適 格性	法人の場合、役員 又は使用人のうち に、漁業又は労働 に関する法令を遵 守せず、かつ引き 続き遵守すること が見込まれない者 が該当する場合(1 項1号)	法人の場合、役員 又は使用人のうち に、暴力団員等 ある者が該当する 場合 (1項2号、3号)	暴力団員などがそ の事業活動を支配 する者であること。 (1項4号)
かき	316	316	福岡市 (唐泊)	52	48	18	○	393	319	262	○	該当なし	該当なし	該当なし

・各申請者の審査結果(区画)

免許しない場合（漁業法第71条）										
免許番号	申請者	団体 個別	類似 新規	一 号				二 号	三 号	四 号
				法第72条の適格性を有しない場合（個別）			公示した漁業の 免許の内容と異 なる申請があっ た場合			
				法72条の適格性を 有しない場合（団 体）	法人の場合、役 員又は使用人の うちに、漁業又は 労働に関する法 令を遵守せず、 かつ引き続き遵 守することが見 込まれない者が 該当する場合 （1項1号）	法人の場合、役 員又は使用人 のうちに、暴力 団員等である者 が該当する場 合（法72条1項2 号、3号）				
				別紙1 免許の適 格性参照 （法72条2項）	（1項1号）	（1項2号、3号）	（1項4号）		漁業権の不当 な集中がある場 合	漁場の敷地が 他人の所有及 び占有に係る場 合、その所有者 の同意がない 場合

筑区114号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区315号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区316号	福岡市漁協	個別	新規	－	該当なし	該当なし	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1304号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1305号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1306号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1307号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1308号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1309号	福岡市漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1402号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1403号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要
筑区1404号	糸島漁協	団体	新規	沿岸漁業を営む世帯が2/3以上	－	－	漁場計画のとおり	集中なし	公共水面で不要







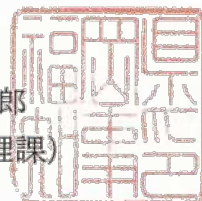




7 漁管第 8 5 8 号
令和 7 年 7 月 9 日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



小型いかつり漁業許可方針の改正について (諮問)

このことについて、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり、小型いかつり漁業の許可を受けようとする船舶等の基準を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。



小型いかつり漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		153 154	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の（ア）から（エ）までを順次に結んだ直線より南側の区域。

（ア）古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

（イ）アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

（ウ）イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を

結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）

ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）

エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）

オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）

カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。
（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。

イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)

地 の 色：黄 色
文字及び数字：黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。

なお、その太さは2センチメートル以上とする。

(4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域
4月1日から9月30日の期間

(ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以东の海域
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあつては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月17日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和 6 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和 6 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和 7 年 7 月 日から施行する。

令和7年6月2日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課

課長 尾田 成幸様

福岡市漁業協同組合

代表理事組合長 藤野 秀司



小型いかつり漁業の許可枠拡大について（要望）

初夏の候、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当漁協へのご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、小型いかつり漁業は近年安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また、刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度新たに漁業者よりヤリイカ等の安定した水揚げ、漁獲高を目的とし小型いかつり漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いかつり漁業の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

記

新たに小型いかつり漁業許可を要望するもの 1名



令和7年6月2日

筑前海区漁業調整委員会

会長 富重 信一様

福岡市漁業協同組合

代表理事組合長 藤野 秀司



小型いかつり漁業の許可枠拡大について（要望）

初夏の候、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当漁協へのご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、小型いかつり漁業は近年安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また、刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度新たに漁業者よりヤリイカ等の安定した水揚げ、漁獲高を目的とし小型いかつり漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いかつり漁業の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

記

新たに小型いかつり漁業許可を要望するもの 1名



7 漁管第 8 7 5 号
令和7年7月14日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等
について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）
第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）
第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」と
いう。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請
すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に
基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業区 域	漁業時期	漁業者 の数	漁業を営む者の資格
あわび漁 業	—	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	1	・福岡市に住所を有する者 ・当該地区（筑共第8号）漁業権管理委員会の同意のあるもの
なまこ漁 業	—	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	1	・福岡市に住所を有する者 ・当該地区（筑共第8号）漁業権管理委員会の同意のあるもの

漁業種類	漁具の種類 その他の漁 業の方法	操業区 域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン 数	許可す る隻数	漁業を営む者の資格
小型いか つり漁業	小型いか つり	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン 以上2 0トン 未満	2	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
小型いか つり漁業	小型いか つり	筑前海 区海面	4月1日から 翌年3月31 日まで	—	5トン 以上2 0トン 未満	2	・長崎県内に住所を有する者
潜水器漁 業	潜水器	筑前海 区海面	1月1日から 12月31日 まで	—	—	1	・北九州市小倉北区に住所を有する者 ・当該地区（筑共第19号）漁業権管理委員会の同意のあるもの ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士資格を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月1日から令和7年8月31日まで

7 水 第 7 7 2 号

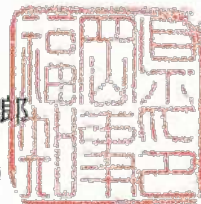
令和7年7月8日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第10項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、福岡県資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。



令和7年7月22日
筑前海区漁業調整委員会資料

福岡県資源管理方針の一部改正について

水産振興課漁船漁業係

【概要】

○特定水産資源の名称変更について

- ・令和7年7月1日に、資源管理基本方針の特定水産資源名称が「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針別紙1-6の特定水産資源名称を「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」から「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に変更することとしたい。

○「ぶり養殖用種苗（もじゃこ）」の別紙1への追加について

- ・令和7年3月7日に、資源管理基本方針別紙2に、ぶり養殖用種苗（もじゃこ）についての記述が追加された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針別紙1-11に、ぶり養殖用種苗（もじゃこ）についての記述を追加することとしたい。

(別紙 1－6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664 隻日

(別紙 1－11)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県ぶり知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県ぶり知事管理区分に配分する。

漁業法第 16 条第 2 項に基づく関係海区漁業調整委員会は、資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第 124 条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、筑前海区漁業調整委員会とする。

漁獲可能量を定めたときは、設定後に開催される福岡県有明海区及び福岡県豊前海区漁業調整委員会に報告するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。

改正案	現行方針
福岡県資源管理方針 第 1 ～ 第 8 （略） （別紙 1－1）～（別紙 1－5） （略） （別紙 1－6） 第 1 特定水産資源 まさは及びびごまさは対馬暖流系群 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさは及びびごまさは知事管理区分 （1） 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。 ① 水域 ② の対象とする漁業が、<u>まさは及びびごまさは対馬暖流系群の</u> 採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が<u>まさは及びびごまさは対馬暖流系群</u>を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。） ③ 漁獲可能期間 周年 （2） 漁獲量の管理の手法等	福岡県資源管理方針 第 1 ～ 第 8 （略） （別紙 1－1）～（別紙 1－5） （略） （別紙 1－6） 第 1 特定水産資源 まさは対馬暖流系群及びびごまさは東シナ海系群 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさは及びびごまさは知事管理区分 （1） 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。 ① 水域 ② の対象とする漁業が、<u>まさは対馬暖流系群及びびごまさは東シナ海系群</u>の採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が<u>まさは対馬暖流系群及びびごまさは東シナ海系群</u>を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。） ③ 漁獲可能期間 周年 （2） 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。 (別紙 1－7) ～ (別紙 1－10) (略) (別紙 1－11) 第 1 ～ 第 4 (略) 第 5 その他資源管理に関する重要事項 <u>1</u> 資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に 定めるステップアップ管理を行う。 <u>2</u> 養殖用種苗 (もじゃこ) について、<u>ぶり養殖関係県の合意に基づき採捕計画の範囲内で管理を行う。</u> (別紙 2－1) (略) (別紙 3－1) ～ (別紙 3－11) (略)	当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。 (別紙 1－7) ～ (別紙 1－10) (略) (別紙 1－11) 第 1 ～ 第 4 (略) 第 5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針 (令和 2 年農林水産省告示第 1982 号) の本則の第 1 の 2 (5) に 定めるステップアップ管理を行う。 (別紙 2－1) (略) (別紙 3－1) ～ (別紙 3－11) (略)
--	--

【現行】

筑前海区漁業調整委員会指示第192号

筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会

会 長 本田 清一郎

- 1 指示の適用海域
筑前海区海域
- 2 指示の内容
魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。
- 3 指示期間
令和2年10月1日から令和7年9月30日まで

【更新案】

筑前海区漁業調整委員会指示第216号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における水産動物の保護を図るため、釣り及びはえ縄漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和7年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

- 1 指示の適用海域
筑前海区海域
- 2 指示の内容
魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及びはえ縄漁業の操業を禁止する。
- 3 指示の期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで



要 望 書

拝啓、筑前海沿岸漁業の振興並びに調整に関しましては、平素より多大なるご尽力を賜っておりますことと、併せて当協議会に対しましても格段のご指導、ご高配を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、本県の筑前海区における油いか飼料の使用については、特定の魚種が異常なまでに漁獲できてしまい、資源の枯渇に繋がりがねないということから長年、貴委員会より禁止の指示をしていただいております。

また、近年の水産資源の動向を見ても油いか飼料を使用した操業を認めて良いという資源状況ではないことは明らかであります。

つきましては、下記油いか飼料の使用禁止を今後ともご承認いただきますよう、特段のご高配をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

魚油等の油性物に浸漬したすべての飼料及び疑似餌（通称油いか）を使用した釣り及び延縄漁業の操業を今後とも禁止していただきたい。

令和7年7月4日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富重 信一 殿



福岡県筑前海釣り漁業協議会
会 長 松 田 武 治



福岡県ふぐ延縄漁業連絡協議会
会 長 八 尋 時 男



【現行】

筑前海区漁業調整委員会指示第193号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護をはかるため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにえび類を採捕する場合はこの限りでない。

令和2年9月1日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 本田 清一郎

- 1 指示の適用海域
糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下 of 瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域。
- 2 禁止事項
4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。
- 3 指示期間
令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

【更新案】

筑前海区漁業調整委員会指示第217号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにえび類を採捕する場合は、この限りではない。

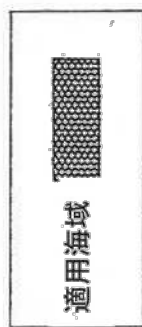
令和7年 月 日（公報登載日）

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

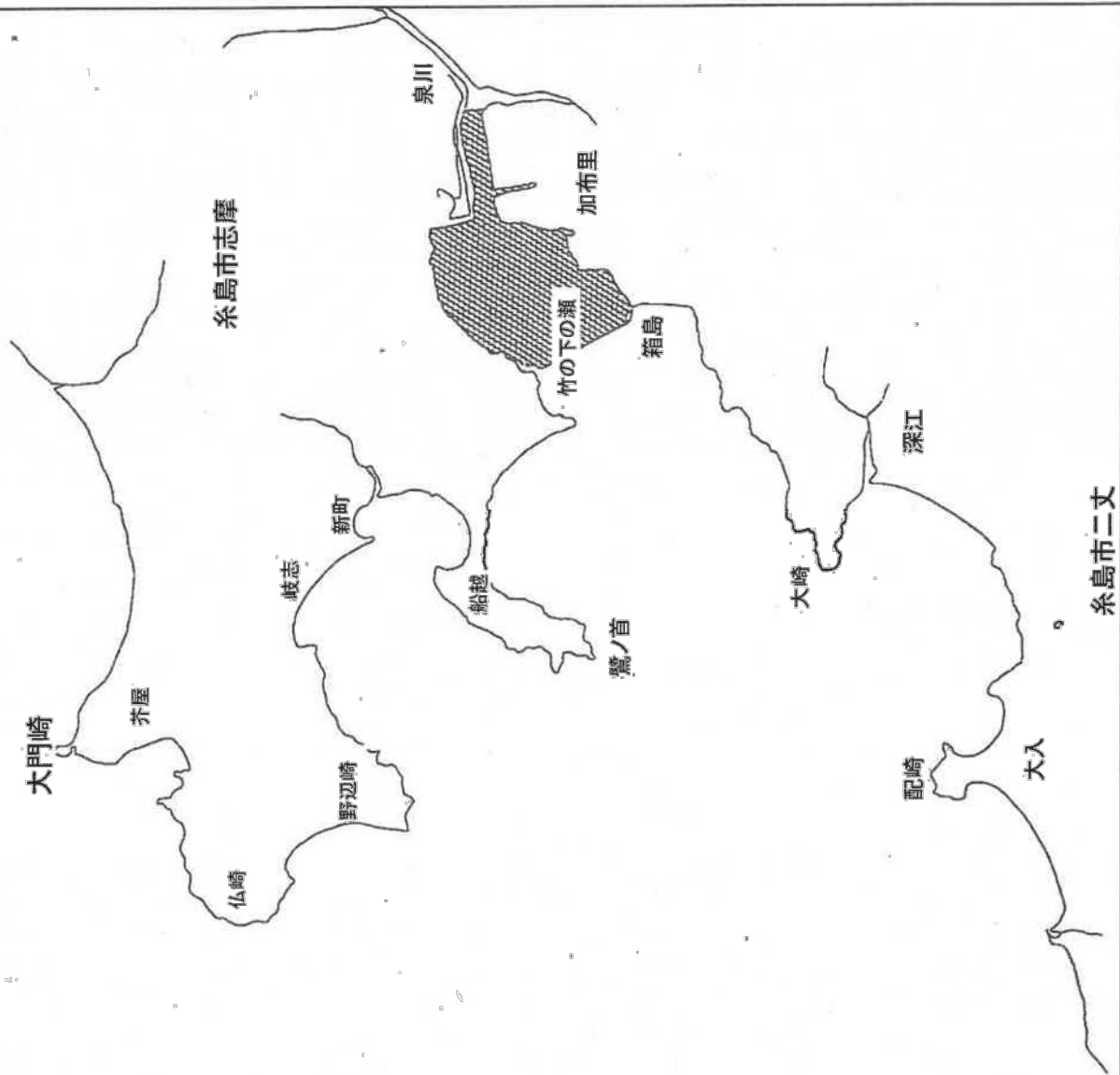
- 1 指示の適用海域
糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下 of 瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域
- 2 指示の内容
4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。
- 3 指示の期間
令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

(参考資料)

加布里湾のえび類の採捕禁止



唐津湾



令和7年6月3日

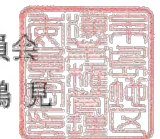
要 望 書

筑前海区漁業調整委員会
会 長 富 重 信 一 殿

福岡県糸島市志摩岐志 778-5
糸島漁業協同組合
代表理事組合長 仲 西 利 弘



筑共第1・2号漁業権管理委員会
委 員 長 畑 中 鶴 見



加布里湾におけるえび類の採捕禁止に係る委員会指示について

記

標記委員会指示の発出感謝いたしております。

漁業者の管理徹底により、えび類の漁獲も維持されております。

現在、発出中の委員会指示が消滅した場合、稚えびを乱獲し、えび類資源の著しい減少に繋がるのは目に見えております。

よって、えび類の資源保護と持続的漁獲量の安定を図るため、令和7年10月31日に期限を迎える当該委員会指示を継続していただきますよう要望いたします。



全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について

- ・今年度の九州ブロック会議は、大分県で開催予定（令和7年10月30～31日）。
- ・毎年度、九州ブロック会議に議題（要望事項）を提案。
- ・当会議で承認され、その後、全漁調連の総会で採択されれば、国への要望に内容が盛り込まれる。

過去の提出議題（平成25年～令和6年）

年 度	議 題 名	備 考
H25	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	・日韓漁業協定に基づき相互入漁。 ※民間協定によりEEZ内での操業トラブル防止策（ホットライン）実施 ・福岡県沿岸において沖合漁業は周年操業、福岡県沿岸漁業は休漁期間を設定。
H26 ～29	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業秩序維持について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	・H28年5月以降、両国間の相互入漁は停止中。
H30 ～R4	○日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	
R5 ～R6	○我が国EEZ内における韓国はえ縄漁船の操業禁止及び取締強化について ○大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について ○新たな資源管理措置について（追加）	・漁業法改正を受け、国は資源評価に基づく新たな資源管理（TAC管理）を開始。 ・TAC魚種拡大とともに、資源管理の推進のためのステップアップ管理を開始。

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に即したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること。

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

「平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針」

- ① 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連した物に絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。
- ② 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。
(有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。)
- ③ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

別紙様式 2

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

我が国 E E Z 内における韓国 **はえ縄** 漁船の操業禁止及び取締 **り** 強化について

内容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、我が国 E E Z 内で韓国漁船の違反操業やトラブルが多発していました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である E E Z 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

しかしながら、平成 23 年に韓国からホットラインの一方的な打ち切りが通告されたことで、我が国はえ縄漁船の漁具被害が多発し、その後、25 年に復活したものの、韓国の政局に左右される不安定な状況となっています。

現在、韓国との **政府間交渉は中断され**、相互入漁は停止している状況ですが、我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場のため、相互入漁が再開された場合、再びトラブルが増加する可能性が高 **まり** ます。**く、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければならなくなります。加えて、韓国まき網漁船は集魚灯の光力制限がないなど規制の違いから、我が国漁業の操業に支障をきたす上、令和 2 年の漁業法改正により T A C 管理が厳格化される中、入漁した韓国漁船に T A C が配分されることになれば、我が国漁船への配分にも影響が及ぶことが懸念されます。**

つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の E E Z 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により、我が国漁船の安全操業を確保すること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域などは、本県の中核的な漁場がありますが、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域となっていることから、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。

さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、これら沿岸漁業と同じ魚種を対象とする大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望いたします。

- 1 本県沖ノ島周辺海域などでは大規模な漁場造成事業を実施し、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図って**おみいることから**、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするともに、罰則の強化を図ること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分

令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

新たな資源管理措置について

内容

国において示された資源管理の推進のための新たなロードマップでは、最新の科学的データをもとに資源評価を行い、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、漁獲可能量による管理をすすめることとされております。

新たな資源管理に取り組む必要があることは、漁業者も県も理解しておりますが、本県が属する九州をはじめとする西日本では、釣りや網など多くの漁業種類があり、その多くが小規模な沿岸漁業であることから、十分な合意が得られず、管理体制が整わない中で、資源管理の取り組みが始まり、極端な漁獲制限をされれば、経営がなりたたなくなるのではといった不安や管理の実効性が確保できないのではないかとといった声が良く聞かれます。

また、国の資源評価の結果と現場での感覚との間にずれがあるといった意見や遊漁者に対しても一様に管理に取り組ませるべきといった意見もございます。

つきましては、今後の資源管理の実施にあたっては、次の点に留意して行うよう要望いたします。

- 1 資源評価の精度向上を図ること。
- 2 資源管理の実施にあたっては、慎重かつ丁寧に議論し、漁業者の理解と協力を十分に得るとともに、沿岸漁業の経営に配慮して行うこと。
- 3 遊漁者に対しても資源管理に取り組む体制を作ること。
- 4 資源管理措置により、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営維持のための対策を講じること。
- 5 ステップ 3 への移行までに、T A C 管理を導入した場合の漁獲枠の配分方法、適切な管理期間、漁獲量の集計・管理方法などについて、具体的方針を示した上で、関係者の理解を得ること。

※朱書き部分は昨年度提案議題から変更・追記した部分